

神奈川県監査委員公表第 20 号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 17 日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 柳 下 剛
同 斉 藤 たかみ

- 1 措置の対象となった監査の結果
令和 7 年 3 月 21 日神奈川県監査委員公表第 6 号で公表した不適切事項又は要改善事項 6 団体に係る 11 事項
- 2 監査の結果及び講じた措置の内容
(1) 環境農政局

＜財政援助団体等＞

監査実施 団 体 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県 森林組合 連合会	令和 7 年 1 月 9 日（令和 6 年 10 月 11 日職 員調査）	（不適切事項） 補助金事務において、生産指導 活 動 事 業 補 助 金 （ 交 付 額 26,550,000 円）の県に対する実績 報告に当たり、補助対象経費の計 上額を誤ったことにより、補助金 15,000 円の交付を過大に受けてい た。	不適切事項については、受領辞 退があった 1 名分の講師謝金を、 誤って補助対象経費に含めてしま ったことによるものであり、過大 交付を受けていた補助金について は令和 7 年 2 月 28 日に返還した。 今後は、このようなことがない よう、補助対象経費に関する根拠 資料を添付した稟議書の複数人 での確認・照査を徹底すること により再発防止に取り組み、適 正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行に ついて、指導した。

- (2) 福祉子どもみらい局
＜財政援助団体等＞

監査実施 団 体 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
社会福祉 法人同愛 会・社会 福祉法人 白根学園	令和 6 年 11 月 14 日（令和 6 年 9 月 30 日及 び同年 10 月 1 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、機械警備業 務委託契約（契約総額 6,501,000 円、契約期間：令和 5 年 4 月 1 日 から令和 10 年 3 月 31 日まで）の締	不適切事項については、社会福 祉法人同愛会経理規程及び社会福 祉法人同愛会組織・職務権限規程 に関する理解や複数職員による確

		結に当たり、社会福祉法人同愛会経理規程に基づき契約書を作成しなければならぬ場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、社会福祉法人同愛会組織・職務権限規程に基づき常務理事による決裁とすべきところ、これに反し、事業本部長による決裁としていた。	認が不十分であったことによるものである。 令和7年4月24日に業者と契約書を締結した。 今後は、このようなことがないよう、各種契約手続の際は、同規程を都度確認するなど再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
--	--	--	---

(3) 健康医療局

<財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	令和6年11月27日（令和6年9月30日から同年10月2日まで職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 神奈川県立こども医療センターにおけるテレビ会議システム接続技術支援委託、保守委託契約（単価契約、支払額495,000円）について、令和6年3月31日までに完了検査を実施すべきところ、同年4月8日に提出された実績報告書に基づき検査を行い、さらに、同年3月31日に遡って検査調書を作成していた。 2 こども医療センター敷地内擁壁改築工事（契約額180,730,000円）について、工期の延長等に当たり、工期の末日までに変更契約を締結すべきところ、合意書により原契約を継続させていた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 神奈川県立こども医療センターにおけるテレビ会議システム接続技術支援委託、保守委託契約については、支払いに当たり3月31日までに実績報告書を受領し、完了検査を行う必要があるとの理解が不足していたことに加え、複数の職員によるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、こども医療センターとして地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程について改めて確認し、契約事務に対する正しい理解を経営企画課内で共有するとともに、契約事務手続についての確認票を新たに作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 こども医療センター敷地内擁壁改築工事については、工期の延長や工事費の積算等に係る業者との調整に予想以上の時間を要したことから、工期の末日ま

			でに契約の変更内容が確定しなかったことに加え、所属と地方独立行政法人神奈川県立病院機構本部において進捗状況の情報共有がされておらず、適切な進捗管理を行うことができなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約事務において疑義があれば、建設関係に精通している顧問に相談するとともに、関係部署と緊密に情報共有をしながら、進捗状況管理票を作成して進捗管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	令和6年11月14日（令和6年9月24日から同月27日まで職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、職員が立て替えて支払った質問紙デザイン料1件の謝礼金について、受託者と合意した契約額（61,253円）とは異なる誤った見積書（55,000円（消費税込み））を証拠書類として、支払手続を行っていた。 2 会計事務処理において、GrowOne人事給与システム改修業務委託契約（契約額5,390,000円）について、同契約に基づく財務・人給・授業料債権システムの改修に要した費用に相当する額を無形固定資産に計上した上で、5か月分の減価償却費を令和5年度の費用として計上すべきところ、同契約に要した費用の全額を令和5年度の費用としていた。その結果、令和5年度末時点における貸借対照表のソフトウェアの金額が4,940,834円過小となるなどしていた。 3 契約事務において、令和5年度学部卒業証書・学位記及び大学院修了証書・学位記の印刷並びに筆耕業務委託（契約額277,574円）について、受注者に個人情報を引き渡しているに	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、立替払請求者及び経理担当者の所得税の源泉徴収に対する認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、立替払請求書の様式改訂を行うとともに、教職員向けの注意喚起を行うことで再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 会計事務処理については、担当職員の会計処理に対する理解が不足していたことによるものであり、当該処理については、令和7年3月21日に、監査法人指導のもとで修正を行った。 今後は、このようなことがないように、会計処理に対する正しい理解をマニュアル等で共有するとともに、案件に応じて専門家等の意見を聴取することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 3 契約事務については、担当職

		もかかわらず、契約で定められた個人情報を取り扱う場所及び運搬方法の発注者への届出並びに個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。 (要改善事項) 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学において、令和2年度以降の大学案内作成業務について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、予定価格が100万円を超えるにもかかわらず、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。 (以下令和7年3月21日神奈川県監査委員公表第6号、第8監査の結果1(2)エのとおり)	員の公立大学法人神奈川県立保健福祉大学個人情報保護規程に対する理解が不十分であったことによるものであり、令和7年1月20日に受託者より当該書類を受領した。 今後は、このようなことがないように、所属内で周知を行うとともに、個人情報の取扱いを事業者へ委託する際は、必要な様式類の提出を求めることを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 要改善事項については、令和元年度の大学案内作成業務受注者にデザイン著作権が留保されており、同じデザインを使用する必要があった点を見直し、令和6年度において実施したデザインのリニューアルに係る業務委託契約から、成果物に関する著作権を大学へ帰属させるよう仕様書等を改めるとともに、プロポーザル方式により、以降の契約における競争性、透明性等を確保することとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
--	--	---	---

(4) 産業労働局

＜財政援助団体等＞

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	令和7年2月28日（令和6年10月3日、同月4日及び同月7日職員調査）	(要改善事項) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所は、税理士顧問業務及び会計業務指導業務に係る委託契約について、特定の者でなければ履行できないものとして、これらの業務の委託を開始した時から引き続き同一事業者と一者随意契約を締結していた。 (以下令和7年3月21日神奈川県監査委員公表第6号、第8監査の結果1(3)エのとおり)	要改善事項については、次のとおり措置した。 税理士顧問業務については、東京都及び大阪府における同種の団体と同様に、地方独立行政法人法第25条に定める中期計画期間に合わせて業務委託を行うこととし、新たな中期計画期間（令和9～13年度の5年間）が開始するタイミングでプロポーザル方式や競争入札等競争性及び透明性を確保した方法により受注者を選定すること

			とした。 また、会計業務指導業務については、令和7年度決算における経理の内製化の状況を踏まえ、指導を受ける内容を整理し、令和8年度決算業務に係る業務委託より、プロポーザル方式や競争入札等競争性及び透明性を確保した方法により受注者を選定することとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
--	--	--	--

(5) 県土整備局

＜財政援助団体等＞

監査実施 団 体 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
株式会社 リビエラ リゾート	令和6年12月 12日（令和6 年10月17日及 び同月18日職 員調査）	（不適切事項） 指定管理者事務において、次のとおり誤りがあった。 1 湘南港の管理に関する基本協定書（指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、指定管理料限度額237,350,000円）の規定に基づき令和5年度業務委託実績報告書を提出すべきところ、これを行っていなかった。 2 湘南港の管理に関する基本協定書（指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、指定管理料限度額237,350,000円）には、同港の管理業務を行うに当たり、港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の遵守が規定されているところ、同規則に定める知事の承認を得ないまま、令和6年2月6日、同月13日及び同月20日を臨時に利用に係る事務を行わない日としており、同規則及び同協定書の規定に反していた。	不適切事項の指定管理者事務については、次のとおり措置した。 1 令和5年度業務委託実績報告書を提出していなかったことについては、湘南港の管理に関する基本協定書の規定について認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、社内関係者に注意を促した。また、指定管理施設に係る条例、規則及び基本協定書等の規定に基づく手続を改めて確認し、社内関係者で共有するとともに、今後も社内会議等の場において適宜注意喚起をすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 令和6年2月6日、同月13日及び同月20日を知事の承認を得ないまま、臨時に利用に係る事務を行わない日としたことについては、港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の規定について認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、社内関係者に注意を促した。また、指定管理施設に係

			る条例、規則及び基本協定書等の規定に基づく手続を改めて確認し、社内関係者で共有するとともに、今後も社内会議等の場において適宜注意喚起をすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
--	--	--	--